第二十一条　免除の放棄

(1)　特権及び免除は、ＡＭＲＯの利益のためにのみＡＭＲＯの人員に与えられるものであって、ＡＭＲＯの人員個人の一身上の便宜のために与えられるものではない。

(2)　執行委員会は、代理及び代理代行、諮問委員会の委員並びに事務局長について、この章の規定に基づいて与えられる免除を自己が決定する範囲内及び条件で放棄することができる。

(3)　事務局長は、職員（事務局長自身を除く。）及びＡＭＲＯのための任務を遂行する専門家について、(2)に規定する免除を放棄することができる。

(4)　ＡＭＲＯは、裁判の正当な運営を容易にし、警察法令の遵守を確保し、加盟者の法令を尊重し、及び遵守し、並びにこの協定に規定する特権及び免除に関連する濫用の発生を防止するため、加盟者の関係当局と常に協力する。

第五章　最終規定

第二十二条　改正

(1)　加盟者は、執行委員会にこの協定の改正をいつでも提案することができる。

(2)　執行委員会は、代理の間でコンセンサスに達することができる場合に限り、この協定の改正案を採択することができる。執行委員会における投票に関する第九条(2)の規定は、この条に規定する場合には適用しないことが確認される。

(3)　この協定の改正は、全ての加盟者が批准し、受諾し、又は承認した日の後九十日目の日に効力を生ずる。その批准書、受諾書又は承認書は、第二十五条に規定する手続に従って取り扱う。

第二十三条　解釈及び紛争解決

(1)　加盟者は、この協定の解釈又は適用に関する紛争をその紛争が生じた時から六箇月以内に交渉によって解決するよう努める。

(2)　(1)の規定により解決することができなかった紛争は、執行委員会に付託され、その決定は、最終的なものとする。

(3)　ＡＭＲＯと加盟者でなくなった政府との間又はＡＭＲＯの業務が終了した後においてＡＭＲＯと加盟者との間に紛争が生じた場合には、当該紛争は、三人の仲裁人による仲裁に付託する。仲裁人の一人は、ＡＭＲＯが任命し、他の一人は、旧加盟者又は関係政府が任命し、第三の仲裁人は、関係当事者が別段の合意をしない限り、国際司法裁判所長又は執行委員会が採択した規則で定める他の当局が任命する。最終的であり、かつ、当事者を拘束する決定は、仲裁人の過半数の投票によって行うことができる。第三の仲裁人は、手続問題に関して当事者の意見が相違する場合には、その問題を解決する権限を有する。

第二十四条　署名及び寄託

(1)　英語によるこの協定の原本一通は、締約者（以下「署名者」という。）によって署名されるものとし、署名者は、署名済みのこの協定を東南アジア諸国連合事務総長（以下「寄託者」という。）に寄託する。

(2)　寄託者は、全ての署名者に署名済みのこの協定の認証謄本を送付する。

第二十五条　批准、受諾又は承認

(1)　この協定は、署名者によって批准され、受諾され、又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、寄託者に寄託するものとし、寄託者は、他の署名者に批准書、受諾書又は承認書の寄託及び当該寄託の日付を通報する。

(2)　この協定の効力発生の日前に批准書、受諾書又は承認書を寄託する署名者は、この協定の効力発生の日にＡＭＲＯの加盟者となる。その他の署名者で(1)の規定に従って寄託を行うものは、その批准書、受諾書又は承認書の寄託の日にＡＭＲＯの加盟者となるものとし、寄託者は、他の加盟者にその旨を通報する。

第二十六条　効力発生

この協定は、中華人民共和国、日本国及び大韓民国並びに少なくとも五の東南アジア諸国連合の構成国（シンガポール共和国を含む。）が批准書、受諾書又は承認書を寄託した後六十日目の日に効力を生ずる。

第二十七条　加盟者の地位及び脱退

(1)　ＡＭＲＯの加盟者の地位は、この協定に定める義務を受諾し、かつ、当該義務を履行する能力及び意思を有することを条件として、関係当局が地域金融取決めの当事者となっている政府に開放される。

(2)　加盟を申請する政府は、執行委員会による承認後、加入書を寄託者に寄託した時に加盟者となるものとし、寄託者は、他の加盟者にその旨を通報する。

(3)　加盟者は、自己の関係当局が地域金融取決めの当事者でなくなった場合には、書面による通告をＡＭＲＯの本部に送付することにより、いつでもＡＭＲＯから脱退することができる。脱退する加盟者は、加盟者でなくなった日にＡＭＲＯに対して負っている全ての直接の債務及び偶発債務について引き続き責任を負う。

(4)　加盟者による脱退は、通告に明記する日に効力を生ずるものとし、加盟者は、同日にその資格を失う。ただし、この日は、いかなる場合にも、ＡＭＲＯの本部が当該通告を受領した日から少なくとも六箇月後の日でなければならない。

第二十八条　移行取決め

執行委員会は、有限責任法人ＡＭＲＯとＡＭＲＯとの間の移行取決めを監督する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十四年十月十日にアメリカ合衆国ワシントンで、英語により原本一通を作成した。原本は、第二十四条の規定に従い、寄託者に寄託する。

ブルネイ・ダルサラーム国政府のために
　Ａ・Ｒ・イブラヒム
カンボジア王国政府のために
　ンギ・タイ
インドネシア共和国政府のために
　バスリ
ラオス人民民主共和国政府のために
　ティパコン・チャンタヴォンサ
マレーシア政府のために
　チュア・ティー・ヨン
ミャンマー連邦共和国政府のために
　ウィン・シェイン
フィリピン共和国政府のために
　アマンド・Ｍ・テタンコ・ジュニア
シンガポール共和国政府のために
　Ｔ・シャンムガラトナム
タイ王国政府のために
　ソンマイ・パーシー